

## 児童福祉法に基づく 池田町放課後等デイサービス とらいあぐる 運営規程

### (事業の目的)

第1条 児童福祉法が規定する指定通所支援の支給決定を受けた児童(以下利用児童)の心身の健やかな発達と、日常生活における基本動作の習得及び集団生活への適応等の支援と、利用児童の保護者(以下保護者)や家族に対する相談支援を行うことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 事業所は、利用児童が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、当該利用児童が居住する市区町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定放課後等デイサービスを行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 池田町放課後等デイサービス とらいあぐる
- (2) 所在地 岐阜県揖斐郡池田町本郷1628番地の2

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、本事業関係法令等において規定されている指定放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令をする。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員1名)

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- (ア) 適切な方法により、利用児童の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用児童の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用児童が自立した生活を営むことができるよう適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携を含めて、利用児童の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、利用児童に指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画原案を作成すること。
- (ウ) 個別支援計画の原案の内容を保護者に対し説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。
- (エ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。
- (オ) 利用申込み者の利用に際し本事業所以外の、指定放課後等デイサービス事業所等に対する照会等により、利用申込み者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用児童の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 2名以上

放課後等デイサービス計画に基づき障害児に対し適切に指導等行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8：30～17：15
- (3) サービス提供日
  - 第1単位 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日を除く。
  - 第2単位 長期休暇、振替休業日の月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く。

(4) サービス提供時間

第1単位 午後2:00～午後6:00までとする。

第2単位 午前9:00～午後5:00までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

(1) 第1単位 10名

(2) 第2単位 10名

(指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者)

第7条 指定放課後等デイサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 池田町在住の障害児(小学生～高校生)ただし、会長が必要と認めた者

(2) 障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

(指定放課後等デイサービスの内容)

第8条 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 基本事業

(ア) 日常生活における基本動作の指導

(イ) 集団生活への適応訓練

(ウ) 創作的活動(絵画、工作等)

(エ) 健康指導(健康チェック、健康相談)

(オ) 社会生活上の便宜の供与(レクリエーション行事等)

(カ) 更生相談(医療、福祉、生活の相談等)

(3) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、事業所と利用者の通学する学校との間の送迎を行う。

(4) 介護サービス

更衣、排せつ等の身体介助

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から各号に定める指定放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(1) サービスを提供した際は厚生労働大臣の定めるサービス利用料金のうち9割が個別給付金の対象となり、当事業所が個別給付費を町から直接受け取る(代理受領)

する)場合利用者負担金として利用料金の1割の額を徴収する。(利用者負担額)その際は提供したサービスの内容、費用の額その他認められる事項を記載したサービス提供証明書及び請求書等を提示する。

- (2) 次に定める費用については保護者から徴収するものとする。
  - (ア) 創作活動及びレクリエーション活動に係る材料費や交通費に係る実費相当額。
  - (イ) おやつ代等 1回あたり 30円
- (3) 前項の費用額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- (4) 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対して交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 保護者は、サービスの利用に当たっては、重要事項説明書及び利用契約書をよく読み、次に規定する内容を遵守すること。

- (1) すべての利用児童とその家族、職員のプライバシーを守る。
- (2) 故意による施設及び備品の損傷又は消失の禁止。
- (3) その他重要事項説明書及び利用契約書に記載された事項。

(利用者負担額に係る管理)

第11条 事業所は、障害児の保護者の依頼を受けて、当該障害児が同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一の月に要した指定通所支援に要した通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額合計額が、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第24条1項に規定する負担上限額、又は令第25条の6第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児の保護者及び障害児に対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は池田町内とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに利用児童に病状等の

急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用児童の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

#### （非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらに基づき定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### （苦情解決）

- 第15条 提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第21条の5の22第1項の定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

#### （個人情報の保護）

- 第16条 事業所は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を漏らしてはいけない。

- 3 職員であった者が、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用児童又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約書に記載する。
- 4 保健医療サービス事業者又は他の福祉サービスを提供する事業所に対し、利用児童又はその家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用児童又は保護者及びその家族の同意を得ておかなければならない。

(虐待防止に関する措置)

第17条 事業所は、利用児童の人権擁護、虐待の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置。
- (2) 苦情解決体制の整備。
- (3) 虐待の防止を普及啓発するための職員に対する研修の実施。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底。

(身体的拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備。
  - (3) 従業員に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、職員の資質の向上を図るため研修等の機会を設けるものとし、これに対応できるよう業務体制を各号のとおり整備する。

- (1) 採用時研修を採用後3ヶ月以内に実施する。
- (2) 現任研修は、年2回以上実施する。

- 2 利用児童に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければいけない。
- 3 事業所は、サービスの利用について町又は相談支援事業所が行う連絡調整に出来る限り協力する。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人池田町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。